

常任委員会審査レポート

厚生常任委員会

子育て支援センターについて

◎質問 郡地区公民館（郡地区コミセン）に新たに開設する子育て支援センターの運営は誰が行うのか。

◇答え 運営は市で直接行うのではなく、団体に委託する。なお、委託先については、社会福祉法人NPOという法人格を有することを条件に公募して、決定したいと考えている。

AED（自動体外式除細動器）の増設について

◎質問 AEDの増設計画は。

◇答え 今年度2台を増設する。1台は郡地区コミセンに設置し、もう1台はイベントやスポーツ大会などへの貸出用として確保する。

後期高齢者医療制度に関する意見書を決定

厚生委員会では、後期高齢者医療制度の開始に伴う関係条例・予算の審査を行いました。

審査を行う中で委員からは、被用者保険の被扶養者であった方への新たな保険料負担の問題など、高齢者の生活に及ぼす影響を危惧する声が多く上がりました。

厚生委員会としてもこのような声を国に伝えるべく、国に対し、意見書を作成、提出することを決定しました。

なお、厚生委員会で決定した意見書（内容は16ページに掲載）は、本会議においても可決されました。

経済文教常任委員会

天正夢まつり事業について

◎質問 今年度も継続する根拠は。

◇答え 大村市の観光、特に市外県外の人たちにアピールする時に、もともと身近な材料が、日本最初のキリシタン大名大村純忠であり、天正少年使節であるということである。それをアピールする手段として行う。

※この夢まつり事業については、経済文教委員会として、次のとおり要望を付しております。

（要望・抜粋）

「大村純忠」と「天正遣欧少年使節」といった歴史的に重要な役割を果たした部分に着目し、観光シンボルとする点については異論はないが、市外からの観光客見込数や経済効果見込額等が明確にされていないので、事業実施にあたっては十分市民の声を聞きながら、時期・場所・期間・内容についての精査と明確な数値目標を掲げる等の課題を整理し、実施されるよう要望する。

天正少年夢まつり



遠距離通学補助金について

◎質問 遠距離通学補助金の算定については、現状を把握してもらいたい。

◇答え 実態がどうなのかということも含めて、改めて検討を行いたい。

総務常任委員会

大村市職員定数条例の一部を改正する条例

◎質問 事務職員の新規採用についてどのようになっているのか。

◇答え 事務職員の新規採用はここ3年行っていない状況である。職員の活性化に新しい人材は必要であり、大村市の若者にとっても市職員の採用が閉ざされるのは好ましくないと考えている。しかし行政改革との絡みもあるため、見極めながら新規採用を出来るだけ早く行いたいと考えている。

生活バス路線関連事業

◎質問 バス問題について、県営バスありきの目先の検討だけで、対応が遅いのではないかと、もっと早く対策を立てていく必要があるのではないかと。

◇答え 確かに県営バスありきという方向で見直ししてきたというところはあると思う。今後、

県営バス路線が存続するかどうか方向性もはっきりわからないが、撤退する事態になることも想定しながら、見直しをしていきたい。

新幹線関連事業

◎質問 市民に対する新幹線の情報不足している。もつと具体的な情報を出すべきではないか。

◇答え 今までは、県が作成したパンフレットやチラシ等で、県全体での広報を行ってきたので、今後は市を中心にして、例えば線路がどこを通るか等の具体的な内容の広報を積極的に行っていきたいと考えている。

◎質問 新大村駅の建設場所を現大村駅に変更できないのか。

◇答え 新大村駅の建設予定地を現大村駅に変更する場合は環境影響評価そのものから見直しをしないといけないので、かなり厳しいと認識している。



建設環境常任委員会

公園維持管理事業について

◎質問 大村公園のトイレ改修については、バリアフリー等に対応したものになるのか。

◇答え 現在、和式トイレが多いので、高齢者の方々にも使いやすく利用してもらうために、5ヶ所を洋式トイレに改修するものである。

市営住宅について

◎質問 住宅使用料の収納率の改善は見られているのか。

◇答え 今年度から建築住宅課と収納課が連携して、収納率の向上に努めている。主には既退去者等への対応について連携を図っている。夜間訪問の件数も前年度よりも増やし、一緒に訪問する等の方策をとっている。20年2月末の収納率は18年度と比較して、現年度で0・67%増、過年度で0・02%増、全体で0・79%増ということに向上している。

高齢者向け優良賃貸住宅事業について

◎質問 この事業は、民間が建てる集合住宅に適用されるものか。また、その内容や条件はどのようなものか。

◇答え 高齢者の単身・夫婦世帯の居住の安定と、高齢者の身体機能に配慮した良質な賃貸住宅を確保するためにこの制度は設けられている。入居の対象としては、60歳以上の単身・夫婦世帯の方であり、この住宅の基準としては、5戸以上で、規模は1戸あたり25㎡以上、建物は原則耐火構造または準耐火構造である。また、高齢者の身体機能に対応した設計、設備そして、緊急時に対応したサービスを受けることができること等である。なお、この事業は民間や公社の集合住宅が対象となる。

